



LINE UP

CONTENTS

■ 女性が働きやすい職場 1P

長崎オフィス所長よりご挨拶

■ 小規模企業共済制度について 2P-3P

■ 年末調整資料の早期準備のお願い 3P

■ 税務カレンダー・職域接種を進めています・相談役からの一言 4P

■ 2022年から始まる「電子帳簿保存法」での注意点 特別編 1-3P

■ 手書きやエクセルで給与計算をされている方へ・新入社員紹介 特別編 4P



Message

「女性が働きやすい職場」

これまで本情報誌では、巻頭のご挨拶を私と内田延佳が交互に書いておりましたが、9月から内田延佳の肩書が「相談役」となり、これを機に巻頭のご挨拶は私が書き、内田延佳は巻末に「コラム」を書く、と役割分担することになりました。コラムでは、これまでのご挨拶よりも肩の力を抜いて、気楽に書いてもらおうと思っていますが・・・、今回の内容はまだまだ固いですね。併せてご一読いただくと幸いです。

一年前に就任した菅総理が事実上の辞任となる総裁選不出馬を表明し、自民党は10月の衆院選に新総理を顔として臨むことになりました。本原稿は9月21日に執筆しているのですが、河野太郎氏、岸田文雄氏、高市早苗氏、野田聖子氏が総裁選に立候補しています。本稿を皆さんがお読みになっている時点では、すでに新総理が決まっているはずですが。

菅総理の政策の是非はさておき、最初から最後までコロナ対応に振り回された菅総理は無念だったと思います。菅総理に限らず、多くのトップがこの2年間は、本当にやりたかったことができないまま、コロナ対応に追われたのだと思います。やりたいことがあっても、それをできる機会に恵まれるとは限らないことを痛感します。できるときにやっておけばよかった、と後悔しないように、機会が得られたら積極的に行動しないといけな、と改めて思いました。

今回の総裁選の候補者は半分が女性です。人類の半分は女性なので、当たり前といえば当たり前なのですが、女性の社会進出が遅れていると言われる日本もついにここまで来たのか、と感慨深いです。女性活躍、ジェンダー、ダイバーシティなどと言われてはいますが、こういう現実が最も社会の変化を象徴しています。

人口減に伴う労働力不足を補うという消極的な理由ではなく、多様な視点を商品やサービスに活かすという積極的な理由で女性に活躍してもらえるかどうか、会社の将来を左右する鍵となっていると思います。女性が働きやすい職場作りは、今後の経営の大きなポイントですね。弊社も、社員数の半分以上が女性であり、部長、課長、主任クラスで女性が活躍しています。

気温が急に下がる時期になりました。熱でも出すといういろいろな面で大変なご時世ですので、皆様、体調にはお気をつけください。



長崎オフィス 所長
税理士 内田 佳伯

小規模企業共済制度について

経営者のみなさんにも退職金を。ゆとりある老後を支える安心の共済です。

税理士法人内田会計事務所
島原オフィス 副所長
税理士 緒方 隆男

ご存じの方、すでにご加入されている方も多いかと思います
が、簡単に説明しますと、国が全額出資する独立行政法人中
小企業基盤整備機構(中小機構)が運営する、**小規模企業の個人
事業主や会社等の役員のための公的な退職金制度**です。

加入の際の年齢制限や満期がなく、掛金は月額1千円～7
万円の範囲で全額が所得控除され、節税効果を得られるだ
けではなく、個人事業を廃止(法人成りを含みます)した場合
や役員を退任した際に、積み立てた掛金以上の共済金を受け
取ることができます。

受け取り方は、一括(退職金)、分割(公的年金)を選択する
ことができます。それぞれ退職所得控除、公的年金控除を受け
ることができ、税負担を抑えた受け取り方法となっています。

また、納付した掛金合計額の範囲内で、担保や保証人が不
要の事業資金等の貸付けを受けることもできます。

加入資格について、主な業種でご説明すると、

- ① 建設業、製造業、運輸業、農業、サービス業(宿泊業、娯楽業に限る)を営む場合は、常時使用する従業員が20人以下の個人事業主及び会社役員の方
- ② 商業、サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)を営む場合は、常時使用する従業員が5人以下の個人事業主及び会社役員等となっています。

ただし、加入期間が20年に満たずに自己都合で任意解約をした場合は受け取る金額が掛金額を下回ってしまうことや、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人等の直接営利を目的としない法人の役員は加入できないなど、ご注意いただく点があります。

具体的な節税効果については次表のとおりです。

掛金の全額所得控除による節税額一覧表

課税される 所得金額	加入前の税額		加入後の節税額			
	所得税	住民税	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額5万円	掛金月額7万円
200万円	104,600円	205,000円	20,700円	56,900円	93,200円	129,400円
400万円	380,300円	405,000円	36,500円	109,500円	182,500円	241,300円
600万円	788,700円	605,000円	36,500円	109,500円	182,500円	255,600円
800万円	1,229,200円	805,000円	40,100円	120,500円	200,900円	281,200円
1,000万円	1,801,000円	1,005,000円	52,400円	157,300円	262,200円	367,000円

※「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。節税額の計算については、中小機構ホームページの「加入シミュレーション」をご利用ください。
(加入シミュレーション <https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/entry/simulation/index.html>)

共済金を受け取る場合は、共済金の請求事由により、受け取る共済金の種類が異なります。

共済金の請求事由

共済金の種類	個人事業	法人の役員
共済金 A	・個人事業を廃業した場合 ・共済契約者の方が亡くなられた場合	・法人が解散した場合
共済金 B	・老齢給付(65歳以上で180か月以上掛金を払い込んだ方)	・病気、けがの理由により、または65歳以上で役員を退任された場合 ・共済契約者の方が亡くなられた場合 ・老齢給付(65歳以上で180か月以上掛金を払い込んだ方)
準共済金	・法人成りをした結果、加入資格がなくなり解約をした場合	・法人の解散、病気、けが以外の理由、または65歳未満で役員を退任した場合
解約手当金	・任意解約(法人成りをした結果、加入資格はあるが解約をした場合を含む。)	・任意解約

> 次ページへ

小規模企業共済制度について

経営者のみなさんにも退職金を。
ゆとりある老後を支える安心の共済です。

> 前ページより

次に具体的な受取金額です。下表では掛金1万円の場合を示しています。例えば掛金が3万円であれば、それぞれの金額を3倍にして考えてください。

例 掛金月額1万円で、加入された場合

掛金納付年数	5年(掛金合計額：600,000円)
共済金A	621,400円
共済金B	614,600円
準共済金	600,000円

掛金納付年数	10年(掛金合計額：1,200,000円)
共済金A	1,290,600円
共済金B	1,260,800円
準共済金	1,200,000円

掛金納付年数	15年(掛金合計額：1,800,000円)
共済金A	2,011,000円
共済金B	1,940,400円
準共済金	1,800,000円

掛金納付年数	20年(掛金合計額：2,400,000円)
共済金A	2,786,400円
共済金B	2,658,800円
準共済金	2,419,500円

以上のとおり、制度の概要についてご説明しました。ご不明な点等がございましたら、当社の担当者にお尋ねください。



年末調整資料の早期準備のお願い



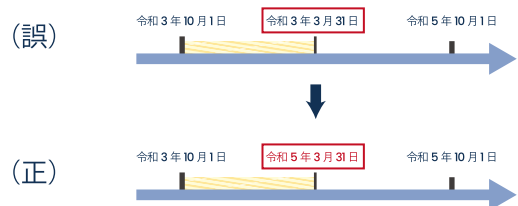
新型コロナウイルスに翻弄された令和3年も年末が近づいてきました。年末から翌年3月にかけて、年末調整、償却資産税の申告、法定調書合計表の提出、そして所得税確定申告と、税務署や市町村へ提出する書類が多くあります。これらの書類はお客様と一緒に会計事務所が作成をして提出していますが、作成する時期が集中するため、会計事務所の残業が非常に増える時期でもあります。

ご存知のとおり、中小企業も対象とした残業規制が2020年4月にスタートし、内田会計グループでも残業時間の削減を迫られています。これに対応するため、弊社では集中する業務を分散することで残業の削減に取り組んでいるところです。

そのため、業務分散への取り組みの一環として、お客様に年末調整資料の早期のご準備をお願いしています。働き方改革が叫ばれるなか、残業規制を遵守しながら従来と変わらぬサービスをご提供させていただくため、お忙しいところ申し訳ありませんが、早期の資料準備にご協力をお願いいたします。

お詫びと訂正

あけぼの6月号の2ページに掲載した「消費税のインボイス制度に向けて、10月から登録申請書受付開始!」の記事内の日付に誤りがありました。お詫びして、訂正させていただきます。



Calendar

税務カレンダー



10月	SU	MO	TU	WE	TH	FR	SA	11月	SU	MO	TU	WE	TH	FR	SA
							1	2		①	2	3	4	5	6
3	4	5	6	7	8	9		7	8	9	10	11	12	13	
10	11	12	13	14	15	16		14	15	16	17	18	19	20	
17	18	19	20	21	22	23		21	22	23	24	25	26	27	
24	25	26	27	28	29	30		28	29	30					
31															

- 8月決算法人の確定申告
【申告期限】11月1日(月)
- 2月決算法人の中間申告
【申告期限】11月1日(月)
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)
【納期限】10月中において市町村の条例で定める日

職域接種を進めています



新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、内田会計グループ社員及び家族は、V・ファーレン長崎のスポンサーとしてお世話になっているジャパネットグループの協力のもと、職域接種を進めています。

Column

相談役からの一言

社外重役



仲秋の季節になりました。10月の長崎といえば「くんち」ですが今年も新型コロナ感染防止のために中止となりました。「くんちバカ」の私にとっては残念でなりません。一日も早いコロナ収束を祈念しています。

「お客様のため、長崎のため、誰かのための会計事務所」、これは内田会計グループが長崎新聞の広告に記載している文言です。「じげもん」の私は長崎に深い愛情と恩義を感じています。大切にしたい故郷です。自分の仕事を通して恩返しをしたいと考えています。

長崎県の最大の課題は人口減、働く職場がないので若人が県外に流出しています。子供には長崎に住んで欲しい、という親がほとんどです。少しでも人口流出を少なくするためには職場を維持し増やさなければなりません。後継者が不在の事業所は業種に関係なく事業承継のお手伝いをしています。できれば同じ長崎県内の事業者を紹介させていただきたい、そのために自社だけでなく信頼できる金融機関とも提携しています。

私たちの仕事は目先の利益より信用が第一、まずは良いお見合い(結婚)相手を探すことを最優先しています。それが結果として長崎の活性化になる、と信じています。

「社外重役」として皆様のお役に立てるよう組織を挙げて尽力してまいります。
税理士 内田延佳

内田会計グループのご案内

- 税理士法人 内田会計事務所
- 株式会社 内田会計事務所
- 一般社団法人 長崎バックオフィスソリューションズ
- 有限会社 医療福祉評価センター
- 行政書士内田佳伯事務所

お問い合わせ・ご相談はこちらまで

 **095-861-2054** (平日 9:00-18:00)

 info@uchida.or.jp

 <http://www.uchida.or.jp>

【長崎オフィス】

〒852-8008
 長崎県長崎市曙町4番9号
 TEL: 095-861-2054 FAX: 095-862-8885

【島原オフィス】

〒855-0802
 長崎県島原市弁天町2丁目7396-4 サムティ島原ビル2階
 TEL: 0957-62-0555 FAX: 0957-62-0556